違反是正事例（事例２－４）

テーマ　〈 資金難を理由とする消防用設備等未設置対象物に対する違反処理　平成 18 年 〉

（警告・３項ロ・特定一階段）

● 占有者に１棟貸しをしている防火対象物の消防用設備等未設置違反について、所有者が資金難等を理由として違反是正が進まなかった違反処理の事例

防火対象物の概要

(1)	用　　途	飲食店（３）項ロ
(2)	構造・規模	耐火造　地上４階　屋内階段１系統（１階喫茶店厨房及び客席、２階、３階喫茶店客席、４階喫茶店事務室及び倉庫）
		建築面積　50.9 ㎡、延べ面積 192.7 ㎡（使用開始届出）
		建築面積　56.55 ㎡、延べ面積 225.54 ㎡（不動産登記）
(3)	収容人員	収容人員 43 人
(4)	消防用設備等	消火器、非常警報設備（非常ベル）
		避難器具（２階・３階避難はしご、４階緩降機）、誘導灯

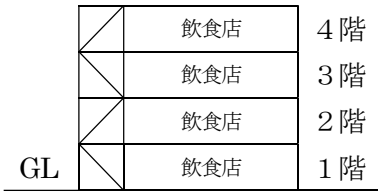

1，違反処理の概要

(1)　政令改正に伴う実態調査

ア　平成 15 年９月 15 日、当該対象物の実態調査を実施したところ、消防法施行令第 21 条第１項第６号の２（現、第１項第７号）に該当し、平成 17 年 10 月１日以降自動火災報知設備の設置義務が生ずる防火対象物であることを確認した。

イ　建物の管理形態

当該対象物は、建物全体をコーヒーショップチェーンであるG㈱が占有しており、建物登記によると所有者はA及びB（夫婦）並びにC（長男）であった。

建物の所有権については、平成２年にAの名義で新築登記され、平成 13 年にA、B、Cの３名の名義（各々の持分１／３ずつ）に変更登記された。

所有者、占有者双方からの事情聴取によると、新築後A及びBが建物全体を占有し、喫茶店を経営していたが、平成 13 年にG㈱と賃貸借契約を締結し、１棟貸しして、G㈱が現在の状態で喫茶店の経営を始め、現在に至っている。

(2)　占有者（G㈱）に対する設置指導

賃借後、G㈱が内装工事（階段の傾斜を緩くする改築も実施）を行い、消火器、誘導灯、

非常ベル及び避難器具に関する必要な設備の改修、設置も実施したことや消防用設備等点検報告を現在までG㈱が実施していることなどから、平成15年10月20日、G㈱に指導書を交付して、遡及期限内の自動火災報知設備の設置を指導した。なお、その時点では賃貸借契約の特約などの契約内容については確認していない。

平成16年４月にG㈱の担当者が来署し設置意思を示すとともに、平成17年１月20日には所有者の一人Ｃも同様の見解を示した。

(3)　所有者に対する設置指導

ア　平成17年２月９日、G㈱より設置義務は、所有者側にあるとの申し出があり、消防署内で検討した結果、賃貸借契約に賃借人が消防用設備等の設置維持を行う特約があることが認められなかったため、所有者に対して設置指導を行うこととした。

イ　平成17年５月23日、立入検査を実施し、立入検査結果通知書に指導事項として自動火災報知設備の設置を記載、所有者３名に対して交付したところ、所有者の一人であるＣが口頭ではあるが期日までの設置と、以後の窓口となることを表明した。

ウ　平成17年６月６日、Ｃから改修（計画）報告書が提出（改修予定日平成17年９月１日）されたが、改修予定期日を経過しても改修されないため、平成17年９月６日に改修意思を確認したところ、「中小企業融資に申し込み、設置資金とする」旨の申し出があった。

その後、連絡が取れなくなったが、平成17年11月19日に、Ｃから「公的融資を他に受けているので、中小企業融資からの融資は困難となった」との申し出があった。

(4)　警告書の交付

ア　積極的な是正意思がないと判断したことから、違反処理を進め警告書を交付することとし、Ｃに電話連絡を取り平成17年１２月２日に来署するよう申し入れた。電話ではＣは納得しているように思えたが、当日、Ｃは来署せず直接警告書を交付することができなかった。

このため、平成17年12月５日に配達証明で警告書を所有者３名宛に送付した。Ａ及びＢについては、平成17年12月８日に配達された旨の通知が署に送付されたが、Ｃに対する警告書は平成17年12月14日に郵便局から返送された。

イ　その後、両親Ａ及びＢが警告書を受領（配達証明で配達）したこともあってか、平成17年12月18日にＣが来署した。Ｃに警告内容を告知すると「不在気味であるので配達証明郵便でなく普通郵便で郵送されたい。」と申し出たことから、消防署として平成17年12月21日に普通郵便で警告書を発送した。

その後、Ｃの自宅・携帯に電話するも応答しないため、留守電に伝言を入れることになる。

(5)　命令を前提とした違反調査の実施

ア　警告の履行期限である平成18年３月31日を経過しても改修の動きが見られないため、消防署としては、警告期限が到来している複数の自動火災報知設備未設置対象物の中から、人命危険を考慮して当該対象物を最優先に命令することとした。

イ　平成18年４月４日、母親のＢに連絡し是正の意思を確認したが、息子に任せている旨を主張。４月15日に実況見分を行う旨を伝えて立会いの了解を得た。

また、同年４月４日、G㈱の担当者に命令を前提とした情報の提供を実施したところ、相手方より命令による公示の内容について質問を受け、公示の際に連絡を貰いたい旨の依頼を受ける。

ウ　平成 18 年４月 12 日、Ｃが電話に応答した。

早急に工事の見積りを取るなど具体的に是正に着手するよう指導したところ、翌日にも連絡する旨の回答があったが、それ以降電話にも応答せず、消防署への連絡もなくなった。

エ　平成 18 年４月 15 日、命令要件の事実を特定するための実況見分を実施。（署４名、本部２名、立会人は、母親のＢとG㈱の防火担当者）。面積については、実測したところ、使用開始届出の面積と一致した。

２，違反処理の完結

平成 18 年４月 20 日、当月内の命令実施を目途とした違反調査報告書の作成中に、自動火災報知設備の着工届が提出、平成 18 年５月 30 日に設置届が提出され、設置を確認した。

なお、設置費用については、G㈱が内装変更と切り離せない部分の費用（約半額）を負担したとのことであった。

（事例２－４）グループ検討

テーマ　　＜ 資金難を理由とする消防用設備等未設置対象物に対する違反処理 ＞

１，名宛人の特定について

平成 15 年の実態調査時に名宛人を占有者Ｇ社であると判断し指導書を交付したが、その後、所有者３名に変更しています。消防用設備等の設置にあたっての名宛人について検討してください。

２，警告書の交付について

所有者３名にそれぞれ警告書を配達証明で送付していますが、Ｃに対する警告書が返送されています。警告書等の交付方法として、本事例を参考に各消防本部の事例なども意見交換しながら検討してください。

３，実況見分について

面積算定は、収容人員の判断も含めて消防用設備等の設置に係る重要な判断基準となりますが、警告・命令等、違反処理の移行にあたっての面積算定方法等について検討してください。

４，命令への移行について

平成 18 年４月以降、命令に向けて違反調査等を実施しています。

本事案を参考に、命令に向けた違反処理の進め方について検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討